

学校体育に関わる各種通知・通達

体育活動等における健康・安全指導について（通知）

教 体 第 1 5 6 号
昭和43年7月11日

各市町村教委教育長
各幼・小・中・高等学校長 あて

奈良県教育委員会教育長

学校における体育活動の指導に当たってはとくに安全管理を徹底し、その効果を高めるとともに、幼児・児童・生徒の交通安全についても、その指導をいっそう強め事故防止を図ることがたいせつであります。

については、次の事項を十分ご配慮のうえ、適切な指導をお願いします。

- 記
- 1 体育活動が活発に実施されることは児童・生徒の健康を増進し、体力を向上させるために極めて有意義なことであるが、これらの活動に当たっては周到な安全管理・安全指導のうえにたった綿密な指導計画をたてること。
 - 2 交通安全指導については、関係機関とよく連携いを保ち、地域の実態に即した交通安全指導計画ならびに事故防止対策をたてること。
 - 3 それぞれの活動については、次に示す留意事項を参照のうえ実施すること。
 - (1) 水泳指導について
 - ア 安全を第一に考えて、それぞれの環境に即応した指導計画をたてること。
 - イ 事前の精密な健康診断を実施し、その結果にもとづき入水禁止、制限等指導区分を明かに個人指導を徹底すること。
 - ウ プールにおいては、とくに浄化・消毒等衛生管理に留意し、プール病等の予防に努めること。
 - エ 留意事項
 - (ア) 水泳の禁止地区や危険な場所、台風等の影響で一時的に水泳禁止になった海水浴場等においては、絶対に泳がせないようにすること。
 - (イ) 農薬、油、その他浮遊物による水の汚染状況、水底の状況、潮流などを保健所等の協力を得て事前に調査して適当な水泳場を選び、監視所・水泳区域標識・救命用具など事故防止のための施設・設備ならびに救急体制を整備するようにすること。
 - (ウ) 学校においては、泳ぎの指導とともに水泳心得の指導を十分行い、PTAなどを通じて家庭にも徹底するよう配慮すること。
とくに、水泳や水遊びに行くときは、保護者や水泳の熟練者と同行することとし、洗顔・洗体などプールの衛生に注意することなどについて十分指導すること。
 - (エ) 集団で水泳を行う場合は、児童・生徒等を班別に編成し、その班の規模は引率者や指導者の注意や指導が全員に行き届く程度の人数に限るようするなど指導と監督が徹底するように配慮すること。
 - (オ) 幼児の水難事故の防止については、保護者が監視を怠ることのないようにするとともに、河川、用水掘、古井戸、プールなど事故発生のおそれのある場所については、囲いやさく、ふた、危険表示板等の事故防止措置を講ずるようにすること。
 - (2) 体育クラブ活動について
 - ア 最近、クラブ活動の練習時に思いがけない事故によって負傷する事例が増加する傾向にあるので、正課時はもちろんのことクラブ活動においては、それぞれの運動種目の特性に応じた適正な安全管理対策をたて、スポーツによる事故防止に努めること。
 - イ 合宿練習の実施に当たっては、形式的に流れることなく、目的にかなった合理的、効果的な計画をたてるとともに、健康生活と練習とがバランスのとれる日程を組むこと。
 - ウ 留意事項
 - (ア) 体育活動の事前には、健康診断を受けさせるとともに練習中ならびに事後の健康・安全管理に十分配慮し、とくに投てき等予期しない事故が起こる可能性のある種目には特別な配慮をすること。
 - (イ) クラブ顧問は、単に名目だけでなく、たえずクラブ活動全体を掌握して、指導・管理に当たること。
 - (ウ) 合宿練習を実施する場合は、クラブ顧問、コーチ等と起居をともし、夜深し等により前日の疲労が残ることのないよう生活指導・健康管理にも留意すること。
 - (エ) クラブ活動内容のうち、技術的なコーチを教職員以外の者に委嘱する場合は、その人の人格が生徒に与える影響が大きいことを考え、教育に理解と識見をそなえた人を校長の責任において委嘱すること。

- (カ) クラブの指導・運営が対外競技における勝利のみを目標としたり、クラブの団結を重視するあまり、上級生が同僚や下級生に能力を超えた練習を強いたり、さらに暴力的な行動にまで及ぶことのないよう十分留意して指導すること。
- (カ) 対外競技における応援団で、後援会または有志による場合は、対外競技は勝利のみが目標でなく教育の一環として行うことを十分認識させ、どこまでも選手の応援であって抗議その他の手段は厳につつしむべきことを十分周知しておくこと。
- (3) 登山実施について
 - ア 登山計画の立案に当たっては、参加者の性別、技術、体力等を十分考慮して目的地を選定し、できるだけ現地の事前調査を行うこと。
 - イ 気象庁の長期予報に留意し、気象注意報、気象警報の発せられているときは、中止または日程を変更して天候の回復を待つこと。
 - ウ 留意事項
 - (ア) 登山の実施に当たっては、事前に健康診断を行い、医師の指示に従って参加させ、必ず登山の経験に富む者を同行すること。
 - (イ) 常に最悪の状態を予想して、食糧・装備等の万全を期すること。
 - (ウ) 事前に登山計画をもよりの駅、警察署、山小屋等に提出し、登山口等における登山者名簿には必ず記入すること。
 - (エ) 行動中はとくに統制をとり、指導者またはリーダーは、参加者の健康状態を観察し、疲労している者があるときは、日程を強行しないこと。
 - (オ) 下山後は、地元の警察署その他に必ず連絡すること。
- (4) 野外活動指導について
 - ア キャンプ、サイクリング、野外旅行（ホステリング）の実施計画の立案に当たっては、参加者の性別、体力、経験等を考慮して余裕を残した無理のない計画をたてること。
 - イ 天候の急変、事故の発生等の場合は、計画の変更、学校、家庭への連絡等適切な措置を講じて無謀な行動を避けること。
 - ウ 留意事項
 - (ア) キャンプ、サイクリング、野外旅行の実施に当たっては、事前に現地についての調査を十分に行い、これらについての経験に富む者を同行すること。
 - (イ) 事前に準備会を開き、携行品、役割分担等の打合わせを十分行うこと。
 - (ウ) 行動中、とくに統制をとり、指導者またはリーダーは、参加者の健康状態を観察し、疲労、疾病の早期発見に努めること。
 - (エ) 非常の場合の連絡計画をあらかじめたてておくこと。
- (5) 交通安全指導について
 - ア 幼児、児童、生徒の交通事故の発生状況をみると、日曜日、放課後、休暇中のような学校管理下外において発生する事例が多いので、家庭においても、学校において実施している交通安全指導の内容を十分理解し、交通安全の正しい実践が進められるよう指導の徹底を図ること。
 - イ 留意事項
 - (ア) 「交通安全指導の手引き」（文部省、安全会、奈良県教育委員会発刊）の趣旨にもとづき交通安全に関する幼児、児童、生徒等の意欲の高揚に努め、その指導の徹底を図ること。
 - (イ) 生徒等が単車等を運転する場合は必ずヘルメットを着用し、常に歩行者保護に留意し、安全運転を励行するよう、十分指導すること。
 - (ウ) その他無免許運転、スピード違反等の違反行為の絶滅を期するよう指導すること。

中学生の国民体育大会への参加について（通知）

教 体 第640号
平成6年 2月 7日

各市町村教委教育長 あて

奈良県教育委員会教育長

中学生の国民体育大会への参加については、昭和62年12月2日付け文体体162号「中学生の国民体育大会への参加について」により、生徒の個性・能力の伸長、競技力の向上の見地から、3～5年間の試行として、一部の競技について、中学校第3学年に在学する生徒に限り参加を認めてきましたが、このたび、文部省、財団法人日本体育協会及び関係団体が協議した結果、第49回国民体育大会から、別紙のとおり実施されることとなりました。

については、関係各位におかれては、下記事項に留意しつつ、その取扱いについて適切に対処願ひ

ます。

また、貴教育委員会におかれては、このことを貴管内中学校に対し、周知徹底されるようよろしく願います。

記

- 1 中学校の国民体育大会（予選会を含む。以下同じ。）への参加については、生徒の個性・能力の伸長、競技力の向上の見地から、生徒の心身の発育・発達、学校教育への影響に配慮しつつ、体力に優れ、著しく競技水準の高い者に限って参加を認めるものであること。
 - 2 生徒の国民体育大会への参加が、当該生徒の心身の発育・発達の状況、学校教育への影響等を総合的に勘案し、教育上有意義であると認められる場合には、校長は、昭和54年4月5日付け文部事務次官通知「児童・生徒の運動競技の基準」の1の(3)により、学校教育活動の一環として参加させることができるものであること。その際、授業の出欠については、「出席」扱いとすることが適当であること。
 - 3 学校教育活動の一環として国民体育大会に参加させる場合には、日本体育・学校健康センターの災害共済給付の対象となること。
 - 4 生徒のブロック予選又は本大会への参加に要する経費は、原則として各都道府県の選手団派遣母体によって支弁されるものであること。
- （別紙）

中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について

- 1 対象競技
・「少年種別Bの部」 水泳競技（競泳） 陸上競技
・「少年種別」 体操競技（競技） スケート競技（フィギュア）
- 2 参加学年 第3学年

運動部活動における事故防止と健康管理の徹底について（通知）

教 学 第808号
教 体 第283号
平成13年9月13

日各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 あて

奈良県教育委員会事務局学校教育課長
保健体育課長

このことについて、平素からご指導をいただいているところですが、県内の中・高等学校における運動部活動では、ここ数年毎年のように死亡事故につながりかねない重大事故が発生しています。運動部活動における生徒の事故防止及び健康管理については、活動環境の安全点検、活動計画における適切な休養日の設定、各運動部員に対する安全指導の徹底など、全職員の共通理解のもとで万全を期する必要があります。

ついては、これまで発出した通知文や平成10年4月に送付した「部活動の指導の手引き」等を参照の上、下記の事項に留意し、運動部活動における生徒の事故防止と健康管理の徹底をお願いします。

記

- 1 運動部活動の施設・設備等の管理及び使用状況について、生徒の安全確保の観点から改めて点検すること。
- 2 学校体育団体主催の各種行事への参加及び日常の活動について、事故防止の観点からそのその指導体制等を改めて点検すること。
- 3 各運動部の活動計画について、生徒の発達段階や健康状態を十分に把握し、休養日が適切に設けられているかなど、改めて点検すること。
- 4 運動部に参加する生徒の安全に関する実践的な態度や資質を育成するため、それぞれの学校や部活動の実情に応じて、安全教育を計画的・継続的に推進すること。

部活動の活性化と学校間連携による合同部活動の運営等について（通知）

教 学 第 372 号

教 体 第 168 号

平成15年 6月23日

各県立学校長 あて

奈良県教育委員会教育長

県立学校における部活動については、各学校において安全かつ適切な指導をいただいているところですが、近年、生徒の文化・芸術活動やスポーツ活動に対するニーズの多様化、少子化に伴う部員数の減少、専門的な実技指導のできる指導者の不足などにより、部活動を維持することが困難な状況がみられます。

とりわけ、県立高等学校の再編成が進むなかで、部員不足によって活動が困難になる部活動の発生が危惧されています。

については、部活動の教育的意義を踏まえ、その活性化を図るとともに生徒の課外活動を保障するため、別紙「学校間連携による合同部活動」実施要綱を制定しました。

各学校においては、下記事項に十分留意の上、近隣学校との学校間連携による合同部活動を視野に入れ、部活動の運営が一層適切に行われるよう配慮願います。

記

各学校においては、完全学校週5日制の趣旨を踏まえた部活動を推進するため、統括する校内組織を活性化し、部活動の在り方や活動の方向性を積極的に検討すること。また、学校及び地域の実態を考慮し、次に示す事項等についても検討すること。

- ① 設置する部の精選と指導体制の整備
- ② 適切な活動時間や活動日数(休養日等の設定)
- ③ 校内救急体制の整備、生徒の健康管理に関する校内研修の充実
- ④ 生徒のメディカルチェックや任意保険への加入
- ⑤ 単一の部活動にこだわらず、複数の部活動を体験できるような活動の在り方
- ⑥ 地域のスポーツクラブ活動や文化活動等との連携
- ⑦ 部活動における指導の徹底及び事故防止等については、次の通知文を参照の上、適切な運営に万全を期すこと。

・平成6年5月24日付 保体第959号

「運動部活動に対する安全対策の徹底について」

・平成10年3月 奈良県教育委員会発刊「部活動指導の手引き」

・平成11年3月 文部省「みんなでつくる運動部活動」

中学生の国民体育大会への参加について（通知）

教 体 第 382号

平成18年 2月 1日

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会教育長

このことについては、平成6年2月7日付け教体第640号「中学生の国民体育大会への参加について」により、一部の競技について、中学校第3学年に在学する生徒に限り参加を認めてきましたが、このたび、文部科学省、財団法人日本体育協会及び関係団体が協議した結果、第61回国民体育大会（兵庫県）から、別紙のとおり実施されることとなりました。

各市町村教育委員会におかれては、下記事項にご留意の上、今後とも生徒の競技活動が活発かつ適切に行われるようご協力をお願いするとともに、このことを貴管内中学校に対し、周知徹底されるようよろしくお願いします。

記

- 1 中学生の国民体育大会（予選会を含む。以下同じ。）への参加については、生徒の個性・能力の伸長、競技力の向上の見地から、生徒の心身の発育・発達、学校教育への影響に配慮しつつ、体力に優れ、著しく競技水準の高い者に限って参加を認めるものであること。
- 2 生徒の国民体育大会への参加が、当該生徒の心身の発育・発達の状況、学校教育への影響等を総合的に勘案し、教育上有意義であると認められる場合には、校長は、学校教育活動の一環として参加させることができるものであること。その際、授業の出欠については、「出席」扱

いとすることが適当であること。

- 3 学校教育活動の一環として国民体育大会に参加させる場合には、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付の対象となること。
- 4 生徒のブロック予選又は本大会への参加に要する経費は、原則として各都道府県の選手団派遣母体によって支弁されるものであること。

(別 紙)

中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について

1 対象競技

競 技	種 目	種 別
カヌー	ワイルドウォーター	男子
	スラロームレーシング	女子
	フラットウォーター	少年
ゴルフ		少年男子、女子
サッカー		少年男子、女子
水 泳	競泳	少年B
スケート	フィギュア	少年
体 操	体操競技	少年
卓 球		少年
テニス		少年
ボウリング		少年
陸上競技		少年B

2 参加学年 第3学年

運動部活動における中学生との合同練習会等の実施にかかる留意事項について（通知）

教 体 第 3 1 2 号
平成18年11月21日

県立高等学校長 殿

奈良県教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長

平素から運動部活動の充実・推進に、格別のご配慮をいただき感謝いたします。

県教育委員会では、外部指導者の派遣事業やインターハイのための競技力向上プラン21事業を実施するとともに、平成19年度高等学校入学者選抜において、特色選抜の一環として「スポーツ特別選考」を導入するなど、運動部活動の一層の活性化を図る取組を進めているところです。

さて、高等学校の指導者が合同練習会や練習試合などにおいて、中学生に対して指導する場合、中学生や保護者等から様々な誤解や不信感を招くことはあってはならないことです。

については、学校長におかれては、下記事項に留意のうえ、それぞれの取組が適切に行われるようご配慮をお願いします。

記

1 高等学校の運動部の活動に中学生が参加する場合

- (1) 活動の内容が中学生の安全や健康に十分配慮された内容となるよう、中学校長と連携を図ること。
 - (2) 中学生を直接指導する者は、高等学校入学者選抜に関することには一切触れないことはもちろんであるが、中学生や保護者等から誤解や不信感を招くことのないよう、言動には十分注意すること。
 - (3) 中学生が受検校を決定する時期等を考慮して、参加の期限を予め学校で定めておくこと。
- ##### 2 高等学校体育連盟及び競技団体等が主催する練習会や講習会などに参加する中学生を指導する場合、上記1の(2)に準じて注意すること。

各市町村教委教育長 殿
各県立学校長 殿

奈良県教育委員会教育長

運動部活動の指導等について（通知）

平素は、運動部活動の活性化にご尽力いただきありがとうございます。また、平成21年度に本県が主会場となる全国高校総体の開催推進について格別のご支援をいただき、感謝しております。

さて、部活動は、学校教育活動の一環として実施されるものであり、生徒の興味・関心に基づく自主的な活動を通して生徒の主体性、社会性を養い、教師と生徒、生徒相互の人的な触れ合いを深め、心豊かな生徒の育成に大きな役割を果たすものであります。

しかしながら、過去の事象に照らしても、時として過度に専門化し、結果を重視しすぎたり、指導者の暴力的な行為が生徒の人権を著しく侵害したりすることがあり、部活動の指導に当たっては、常に体罰防止や人権尊重という観点からの点検が求められます。

過日、県内の高等学校の部活動指導において発生した生徒への体罰及び人権侵害行為は、学校教育に対する信頼を著しく損なうものであり、県教育委員会では、このような行為は指導者としてあるまじきものと深く受け止めています。

つきましては、下記事項に留意のうえ、これまでの部活動の指導等を点検するとともに、各学校において活動が適切に行われるようご指導をお願いします。

記

- 1 いかなる場合においても、体罰や暴言など生徒の人権を著しく侵害するような行為があってはならないこと。
- 2 生徒の実態等を踏まえ、生徒の健康や安全及び事故防止に配慮した適切な指導計画を立てること。
- 3 過度に専門化したり、結果を重視しすぎたりするあまり、特定の生徒のみを対象とするような活動とならないこと。
- 4 活動内容や時間等に配慮し、学校生活に無理が生じるようなことがないこと。
- 5 部における活動や経費の内容が、生徒・保護者を含め学校全体に明らかになっていること。また、保護者の理解が十分得られていること。
- 6 指導者による顧問会議など、指導方法について情報交換や研修が行える体制を整えること。
- 7 生徒の氏名等を公表するときは、個人情報保護の観点にも十分配慮すること。

教 体 第 217号
平成20年7月18日

各県立学校長 殿
各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会教育長
(公印省略)

熱中症予防の徹底について（通知）

このことについては、平素から十分な配慮に基づきご指導をいただいているところですが、今年も高温多湿の日が続くことが予想されることから、熱中症の発生が懸念されます。特に、昨年度も夏休みには部活動中の熱中症が多発しています。

つきましては、平成20年6月17日付け教体第158号「熱中症事故の防止について」、及び平成20年5月12日の学校体育担当者会議にて配布の「学校体育必携」等を参照の上、下記の事項に留意し、各学校（園）において熱中症予防の徹底をお願いします。

なお、各学校（園）において夏期休業中に熱中症が発生した場合（すでに1学期中に熱中症が発生している場合も含む）は別紙様式により連絡願います。

記

- 1 活動計画が、幼児児童生徒の体力、技能、健康状態等を踏まえ、活動内容や時間等に十分配慮するとともに、適切な休息日や休息時間が設けられているか点検すること。
- 2 水分の補給は指導者による強制飲水を励行し、休息も30分に1回とる等、活動中の幼児児童生徒の体調の維持管理に十分配慮すること。
- 3 気温が35℃を越える状況下（または、WBGTが31℃以上※）では、いったん活動を中止し、十分な休息をとるとともに、その後の活動の継続については、慎重に判断すること。

- 4 活動中及び活動後、幼児児童生徒が心身に不調を感じたら直ちに申し出て休むことを習慣付けるとともに、医療機関の受診も視野に入れ、適切に対応すること。
- 5 もし、熱中症が発生した場合、迅速に対応できるよう学校（園）の緊急体制を再点検すること。
- 6 宿泊・合宿や遠征など、学校（園）を離れて活動する場合は、各活動計画の中に健康管理や安全管理が盛り込まれているか再点検すること。

※参考「熱中症を予防しよう ―知って防ごう熱中症―」

日本スポーツ振興センターHP（<http://www.naash.go.jp/kenko/jyouthou/nettyusyo.html>）

教 体 第 4 5 2 号

平成21年 2月 2日

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会教育長

児童生徒の体力向上について（通知）一部抜粋

本県の児童生徒の体力は、「平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果、別紙1のとおり全国比較で低位にあり、非常に憂慮すべき事態と言わざるを得ない状況です。

奈良県教育委員会としては、未来を担う子どもたちの体力向上は喫緊の課題と受け止め、緊急対策として、別紙2のとおり児童生徒の体力向上の取組を推進します。

つきましては、この内容を貴管内の各学校に周知いただき、早急に次年度への計画・準備についてお取り計らいをお願いします。

なお、個々の内容につきましては、今後それぞれに通知します。

（別紙）

児童生徒の体力向上の取組について

奈良県教育委員会

趣 旨

児童生徒の体力は、昭和60年をピークとして全国的に低下傾向にあり、積極的に運動をする子どもとそうでない子どもとの二極化が進んでいることは、これまでの体力テスト調査の結果から明らかになっている。さらに、今年度より文部科学省が実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から、奈良県の児童生徒の体力は全国的に低位であり、危機的な状況と言わざるを得ない。

しかしながら、今回の調査は、参加校数が少ない（別紙3）ことから本県全体の実態が正確に把握できず苦慮しているところである。本県の児童生徒の体力の状況を正確に把握し、体力向上を図るため、下記の取組を積極的に推進する。

- （1）すべての学校で「新体力テスト」を実施する。

小学校5年生及び中学校2年生においては、「新体力テスト」の全ての種目を実施し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査（文部科学省）」に参加する。

また、その他の学年では、それぞれの学校の実情に応じて実施し、自校の児童生徒の体力の実態を把握するとともに、体力の向上に努める。

- （2）毎日運動する習慣を確立する。

体力低下は様々な要因が考えられるが、最も端的な要因の一つは運動実施時間の減少である。

そこで、小学校においては、学校生活の中で毎日最低10分間の運動時間を確保し、県のHP「外遊び、みんなでチャレンジ!」の中の種目や学校が「一校一運動」として定めている種目等を積極的・計画的に行うものとする。

また、中学校においては、運動部活動の更なる活性化と学校内外での10分間の運動を推進する。

- （3）体力向上推進計画を樹立する。

来年度に向け、「新体力テスト」の実施計画や10分間の運動などの計画を作成し、学校の全体計画の中に位置付ける。その際、学校支援地域本部事業なども活用し、地域や家庭との連携も視野に入れた計画を作成する。

教 学 第 3 3 6 号
教 体 第 1 6 6 号
平成 2 3 年 6 月 1 6 日

各県立学校長 殿

学 校 教 育 課 長
保 健 体 育 課 長
(公 印 略)

部活動等における交通手段について(通知)

このことについて、平素から格別のご配慮をいただいていることにお礼申し上げます。
さて過日山形県で、県大会に向けた練習に参加する県立高等学校山岳部の教諭と生徒が、同校教諭の運転するワゴン車の転落事故により負傷するという事件が起こりました。
つきましては、部活動等における交通手段については、下記の事項に留意のうえ、安全管理・指導の徹底を図るとともに、別添写し、「県立学校教職員の私有自動車等の公務使用に関する取扱要綱」第3条第4項第6号に基づき、今後もより一層適切な指導が行われるようご配慮願います。

記

- 1 学校外で行われる部活動等に参加する児童・生徒に対して、安全の確保と事故防止に関する事前指導の徹底を図るとともに、会場への交通手段については、公共交通機関の利用を原則とすること。
- 2 保護者に対しても、事前に大会等の日程や引率方法、交通手段、集合・解散の時刻・場所等についても周知し、理解を図ること。

教 学 第 1 1 8 7 号
教 体 第 4 9 0 号
奈 高 体 第 8 3 号
奈高文連第 9 2 号
奈高野連第 25 - 135 号
平成 2 5 年 2 月 1 5 日

(公 文 書 扱)
奈良県高等学校体育連盟・文化連盟・野球連盟
各 連 盟 加 盟 校 校 長
高 体 連 各 専 門 部 部 長
高 文 連 各 部 部 会 長
各 県 立 特 別 支 援 学 校 長

奈良県教育委員会事務局学校教育課長
奈良県教育委員会事務局保健体育課長
奈良県高等学校体育連盟会長
奈良県高等学校文化連盟会長
奈良県高等学校野球連盟会長

部活動の適切な指導に向けて(通知)

平素より部活動の充実・発展のため、ご尽力をいただいていることにお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、別添写しのとおり平成25年1月18日付けで公益財団法人全国高等学校体育連盟より、平成25年2月6日付けで公益財団法人日本高等学校野球連盟より通知がありました。
これらを踏まえて、部活動の適切な指導に向けて、県教委担当課、県高等学校関係団体で協議した結果、再度、部活動における指導の在り方を点検し、ともに連携を図りながら部活動を活性化させていくことを確認いたしました。
つきましては、部活動における指導については、別添写しの「通知」の趣旨及び下記事項に留意のうえ、各加盟校・各専門部及び各部会において、適切な指導が行われるよう周知徹底をお願いします。
なお、今後、部活動の指導者を対象とした研修会の開催を予定していることを申し添えます。

記

- 1 いかなる場合においても、体罰や暴言など生徒の人権を著しく侵害するような行為があってはならないこと。
- 2 学校教育の一環として、教育課程との関連を図るとともに、生徒の自主性や個性を尊重すること。
- 3 生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも、生徒の実態等を踏まえ、生徒の健康や安全及び事故防止に配慮した適切な指導計画を立てること。
- 4 過度に専門化したり、結果を重視しすぎた活動とならないこと。
- 5 部における活動や経費の内容が、生徒・保護者を含め学校全体に明らかになっていること。また、保護者の理解が十分得られていること。
- 6 指導者による顧問会議など、指導方法について情報交換や研修が行える体制を整えること。

教 体 第 1 4 号
令和7年4月1日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会事務局
体 育 健 康 課 長

熱中症事故の防止について（通知）

平素は、学校安全に関する取組の充実・推進に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記については、各市町村教育委員会及び各学校において熱中症事故防止のための様々な対策がなされたこともあり、ここ数年、学校管理下における熱中症事故の発生件数は減少傾向にあります。しかしながら、近年、早い時期からの気温の上昇が見られ、さらなる細心の注意が必要と考えられます。

学校管理下における熱中症は、様々な活動で発生しますが、その多くが体育・スポーツ活動中に発生しています。政府では、毎年4月～9月を「熱中症予防強化キャンペーン期間」と定め、時期に応じた適切な呼びかけを行う取組を進めています。本格的な暑さを迎える7月以降はもちろんのこと、まだ暑熱順化ができていないこの時期から急激に湿度が上昇する梅雨の時期にも熱中症が発生する傾向があることを踏まえ、気温・湿度など環境条件に配慮した活動とすることや、まだ新しい環境に慣れていない新入生を含む、児童生徒等への健康観察など健康管理の徹底に努め、事故発生に細心の注意を払う必要があります。

つきましては、下記の点に留意して熱中症に対する事故防止の徹底に努めていただくようお願いします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、このことについて、貴管内の各学校に対して、周知徹底をされるようお願いいたします。

記

《留意点》

- 1 熱中症は、未然に防止できることや、児童生徒等の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校全体及び指導者が十分に認識した上で、指導に当たること。
- 2 適切な水分補給（食塩水、スポーツ飲料等）をするよう指導すること。水分補給は活動前のもとより、活動中や活動後にも適宜水分や塩分の補給ができるように環境を整えること。
- 3 部活動をはじめとする教育活動全般において、WBGT（暑さ指数）及び活動内容・場所等の環境条件を十分に把握するとともに、その日の暑さや身体活動の強度

に合わせた計画的かつこまめな休憩時間を設定・指示すること。必要に応じて注意喚起や運動中止の指示をするなど、各学校の実情に合わせた運用を心がけること。その際、環境省及び気象庁から発表される「熱中症警戒情報（アラート）」等の情報を有効活用すること。

※長時間にわたる活動や激しい運動を行う時は、目安として「30分程度に1回」の休憩時間を確保し、適時（15分～30分毎）の水分補給を行わせること。

※暑さ指数は、「活動場所で、活動前・活動中の計測」をし、指数に応じた対応をすること。

※熱中症警戒情報（アラート）・特別警戒情報（アラート）の活用について

- ・熱中症警戒情報（アラート）・特別警戒情報（アラート）の入手・周知の明確化を図ること。
- ・熱中症警戒情報（アラート）・特別警戒情報（アラート）発表時の対応について予め決定・共有しておくこと。
- ・熱中症警戒情報（アラート）・特別警戒情報（アラート）発表時の対応について、児童生徒、保護者等へ予め周知しておくこと。

- 4 活動前後や活動中には健康観察を行い、体調が悪い時（下痢、発熱、疲労、睡眠不足等）は無理をさせないこと。また、活動中の児童生徒等の様子を注視する中で、一人でも体調を崩す児童生徒等が見受けられた際は、活動の中止を見据えた計画の見直しの検討を含め、無理に活動せず、自粛するなどの適切な判断をすること。
- 5 登下校中の熱中症予防に関して、涼しい服装や帽子の着用及び適切な水分補給についての指導を行ったり、複数人での登下校に努め、有事の際の連絡方法等についても確認を行ったりしておくこと。また、校区内や通学経路・通学経路周辺における指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の設置状況等の確認や施設利用の方法等について事前に指導を行ったりしておくこと。
- 6 校外での教育活動を計画する際には、活動場所周辺の医療機関やクーリングシェルの情報を事前に調べておくことはもとより、有事に備えて連絡体制を確認しておくなど、急な熱中症の発生に備えた綿密な計画を立てるように配慮すること。
- 7 児童生徒等が身体の不調等を申し出しやすい環境作りに努め、体調不良の申し出しには早期の対応を心がけること。
- 8 意識が正常でない、応答が鈍い、言動がおかしいなど、重症度Ⅱ度及びⅢ度の症状が疑われる場合や水分を自分で摂取できないときには、すぐに救急車を要請するとともに、速やかに適切な処置を施すこと。
- 9 職員会議・職員研修等の機会を通じて、全ての教職員の熱中症予防に対する意識の高揚を図るとともに、各学校における熱中症予防の取組並びに万が一発生した場合における初動体制について、組織的に対応できるよう必ず共通理解を図ること。加えて、運動部活動等に所属している生徒を対象とした熱中症に係る保健安全教育を徹底すること。
- 10 登下校を含む学校管理下において、熱中症が発生した場合は、体育健康課まで報告すること。

《参考資料》

「奈良県 学校における熱中症対策ガイドライン（改訂版）」

（令和6年8月 奈良県教育委員会）

「学校管理下における体育・スポーツ活動中の事故を防止するために」

（平成29年3月 奈良県教育委員会）

「熱中症 環境保健マニュアル2022」（環境省）

「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月 文部科学省）

(公文書扱)
各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会
教 育 長

組体操の安全な実施について（通知）

平素は、本県教育、とりわけ学校体育・スポーツの推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記について、これまで県教育委員会では、平成26・27年度の状況について調査結果を集約し、本県の状況を周知するとともに、事故防止について注意喚起を図ってきました。また、調査結果をもとに、大学教授、医師、日本スポーツ振興センター、県PTA協議会代表、各校種の校長会・体育研究会代表等と情報交換会を開催し、意見交換するとともに、情報交換会後に各団体にて協議された内容を含め、本件に係る意見を集約しました。

さらに、平成28年3月25日には、スポーツ庁政策課学校体育室からの「組体操等による事故の防止について」（事務連絡）を受け、各学校・園が協議される際の参考とするようお願いしてきたところです。

各教育委員会・学校・園におかれましては、これまでから体育活動中の事故防止について取り組んでいただいているところです。しかしながら、運動会・体育大会で実施される組体操については、全国で昭和44年度以降9件の死亡事例があり、年間8,000件を上回る負傷者が発生しており、本県においても昨年度、ピラミッド・タワーにおいて骨折11名を含む35件の事故が報告されています。

県教育委員会では、これまでの取組を踏まえ、組体操に対する考え方を以下のとおり整理します。

運動会・体育大会は、各学校において、学習指導要領における特別活動の〔学校行事〕(3)健康安全・体育的行事として位置付けられており、日頃の学習の成果を発表する場とされている。このことから、運動会・体育大会で実施する組体操は、学習指導要領に示された「体育科」及び「保健体育科」における授業実践の成果を発表するものと捉える。

組体操の内容は、「体育科」及び「保健体育科」の授業で実践した「体づくり運動」等の内容とその発展的な内容が適切である。しかしながら、極めて危険度の高い多人数で立体的に組み上げるピラミッドや高さのあるタワーなどについては、授業の発展的な内容の範囲を逸脱するとともに、完成を目指すには正しい練習段階を踏むことが必要となり多くの授業時間を要し、かつ、完成させることを第一義として授業に取り組むことは学習指導要領の趣旨にそぐわないことから、不適切と判断する。

つきましては、運動会・体育大会において組体操を実施する際には、これまでの調査結果、注意喚起文書及びスポーツ庁の事務連絡を踏まえるとともに、下記の点に留意の上、児童生徒等の安全に配慮し、適切に実施していただきますようお願いいたします。

なお各市町村教育委員会におかれましては、貴管内の各学校・園に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 各学校・園においては、運動会・体育大会における組体操を実施する際には、学習指導要領に定める特別活動〔学校行事〕における健康安全・体育的行事のねらいを十分に踏まえた上で、安全配慮義務を果たすため、校園長の責任の下で組織的な指導体制を構築し、児童生徒等の安全確保が最優先に行なわれるよう配慮すること。
2. 組体操の内容については、単に伝統の踏襲や児童生徒等に達成感、連帯感を味わわせるためという理由だけで実施するのではなく、組体操を実施する目的を明確にすること。
3. 各教育委員会においては、所管する各学校・園の運動会・体育大会における実施内容について把握するとともに、学校・園が組体操を実施するに当たっては、実施計画書の提出を求めるなどして、安全に実施できる内容となっているか十分に点検及び指導し、事故防止に向けた安全確保の取組を推進すること。

参考通知

学校における体育活動中の事故防止等について

平成27年6月22日付け教体第175号
運動会・体育大会に係る「組み体操」の実施状況調査について（集約結果）
平成27年10月1日付け教体第307号
「運動会・体育大会における組み体操の実施状況」に係る再調査について（集約結果）
平成28年3月18日付け教体第517号
組体操等による事故の防止について
平成28年3月25日付け教体第521号

教 体 第 1 1 3 号
教 支 第 9 7 号
平成28年5月31日

（公文書扱）
各 県 立 学 校 長 殿

教 育 長

学校におけるプール事故の防止について（通知）

平成24年8月に県立畝傍高等学校のプールで発生した事故に係る国家賠償請求事件において、本年4月28日に奈良地方裁判所から、県に対して、損害賠償を命じる判決が出された。その内容は、『本件プールは、「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」の要求する水深が確保されておらず、飛び込みを禁止する措置などが講じられることもなかった。したがって本件プールは、飛び込みを行って使用するプールとして通常有すべき安全性を欠いたものであり、設置又は管理の瑕疵があった。』というものである。

本事故は、夏期休業中の水泳部の活動に当該学校の卒業生が参加した際に発生した事故であり、当時大学2年生の女子学生が、プールに設置されている飛び込み台の横からプールに飛び込み、底面に頭部を衝突させ頸髄損傷の怪我を負ったものである。

県教育委員会では、これまでの学校におけるプール事故防止の取組に加えて、本判決を受け、プールを使用している全ての県立高等学校のプールサイド等にプールの安全管理に係る看板を設置するとともに、「学校体育担当者会議」（5月11日開催）及び「水泳プール安全衛生管理講習会」（5月13日開催）において、安全管理の遵守について注意喚起し、飛び込み事故の再発防止を図っているところである。

ついては、今後も、学校のプールにおける事故防止を図るため、下記の点に留意し体育授業及び部活動での水泳指導における安全管理及び安全指導等に学校組織全体で取り組まれない。

記

1. 学校における水泳指導の際には、校長の責任の下で組織的な指導体制及び危機管理体制を構築し、児童生徒等の安全確保が最優先に行なわれるよう配慮すること。
2. 学校における水泳授業での飛び込みによるスタートの指導は、原則として行わないこと。
3. 水泳の部活動におけるスタートの指導においては、プール水深及び水面からスタート台の高さを十分に確認し、「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」（平成17年7月（財）日本水泳連盟）に沿って、生徒の水泳技能の習熟度を考慮し、段階的に指導すること。
4. 以下の通知及び資料等を参考として、安全管理、安全指導及び衛生管理の徹底を図ること。

○通知

学校における体育活動中の事故防止等について
平成27年6月22日付け教体第175号
水泳等の事故防止について（通知）
平成28年5月11日付け教体第 83号

○資料等

- 1 「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」
（平成17年7月（財）日本水泳連盟）

- 2 「平成28年度 学校体育必携」 (平成28年5月 奈良県教育委員会)
- 3 「学校における水泳プールの保健衛生管理」 (平成21年5月 日本学校保健会)
- 4 「学校における水泳事故防止必携〔新訂二版〕」
(平成18年6月 独立行政法人日本スポーツ振興センター)
- 5 「学校体育実技指導資料第4集 水泳指導の手引〔三訂版〕」
(平成26年3月 文部科学省)
- 6 「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」
(平成26年3月 文部科学省)
- 7 「プールの安全標準指針」 (平成19年3月 文部科学省、国土交通省)

教 体 第 7 号
教 学 第 6 号
教 職 第 14 号
平成31年4月1日

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会教育長

奈良県部活動の在り方に関する方針について（通知）

平素より本県教育の充実推進に格別の御配慮をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、奈良県及び奈良県教育委員会では、平成30年12月に文化庁から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されたことを受け、平成30年5月策定の「奈良県運動部活動の在り方に関する方針」を、運動部及び文化部ともに適用するものとして改訂し、本県の実態に即した「奈良県部活動の在り方に関する方針」を策定しました。

つきましては、各市町村教育委員会において、本方針を参考に「設置する学校に係る部活動の方針」の策定をお願いします。また、貴管内各中学校に周知するとともに、適切な部活動の実施について御指導いただきますようお願いいたします。

【参考資料】

奈良県部活動の在り方に関する方針 Q&A

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

教 職 第 8 7 8 号
教 学 第 1 5 2 7 号
教 体 第 5 5 3 号
令和2年3月30日

(公文書扱)
各県立学校長 殿

教 育 長

奈良県部活動の在り方に関する方針について（通知）

標記の件について、奈良県及び奈良県教育委員会では、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえて「奈良県部活動の在り方に関する方針」を改定し、令和2年4月1日より施行することを通知します。

つきましては、本方針を参考に貴校の「部活動の方針」の策定をお願いするとともに、適切な部活動の推進をお願いします。

【送付資料】

「奈良県部活動の在り方に関する方針」

「奈良県部活動の在り方に関する方針」に係るQ & A

「年間の活動計画様式例」

「毎月の活動計画及び活動実績様式例」

《参考資料》

令和2年4月

奈良県部活動の在り方に関する方針

奈 良 県
奈良県教育委員会

部活動の意義

- 学校の部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや芸術文化等に関心をもつ同好の生徒が教員等の指導の下に、自発的・自主的にスポーツや文化活動を行うものであり、より高い水準の記録や技能の習得に挑戦する中で、スポーツや文化活動の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。
- また、部活動は、生徒が授業で体験し、興味・関心をもった事柄を更に深く体験するとともに、授業で身につけた技能等を発展・充実させることができるものであり、逆に、部活動での成果を授業で生かし、他の生徒に広めることもできるものである。
- さらに、部活動は、自主的に自分の好きな分野での活動に参加することにより、スポーツや文化活動に生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて、体力の向上や健康の増進を一層図るものである。その上、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教員等と密接にふれあう場として大きな意義を有するものである。
- このように、部活動は生徒のスポーツや文化活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものである。

奈良県部活動の在り方に関する方針の策定

奈良県では、スポーツ庁策定「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁策定「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、本県生徒の健やかな成長や教員の負担軽減を図り、部活動が、より一層有意義な活動となるための指針として、学校の部活動を対象とし、「奈良県部活動の在り方に関する方針」を策定する。

適切な運営のための体制整備

- 市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 校長は、自校の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

指導・運営に係る体制の構築

- 指導内容の充実、生徒の安全確保、教員等の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。
- 各校の実態に応じて、部活動指導員や外部指導者を積極的に任用する。
- 生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部及び文化部の設置を推進する。
- 少人数部活動に対して合同部活動等の取組を推進する。
- 生徒や教員等の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

適切な活動時間・休養日等の設定

- 活動時間
 - ・ 平日は2時間程度
 - ・ 休業日は3時間程度（長期休業を含む）

ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意する必要があることから、学校や地域の状況、生徒の発達の段階、生徒の多様なニーズ等に応じ、活動時間を設定することもできる。

その際は、生徒・保護者に十分な理解を得るとともに、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう計画を立てること。
 - 休養日
 - ・ 原則、週当たり2日以上休養日を設ける。

（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。土曜日及び日曜日に大会やコンクール、コンテスト、発表会等に参加した場合は、他の日に振り替える。）
 - ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ※ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

安全管理・体罰等の根絶

- ・ 活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人の心と体の状態等に応じた指導を心がける。
- ・ 定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修などの措置を速やかにとる。また、生徒に対して使用方法等について指導し、安全に活動できるようにする。
- ・ 高温下での活動や急激な天候変化については、適切な判断が下せるようマニュアルを作成するなどし、熱中症などの事故防止に努める。
 - ※ 参考：「学校管理下における体育・スポーツ活動中の事故を防止するために（奈良県教育委員会 平成29年3月）」
- ・ 「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント等の根絶に向けた取組を推進する。
 - ※ 参考：「信頼される教職員であり続けるために（奈良県教育委員会 平成26年3月）」

(公文書扱)
各市町村教育委員会教育長 } 殿
各 県 立 学 校 長 }

奈良県教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長

冬山登山の事故防止について（通知）一部抜粋

標記のことについて、別添写しのとおりスポーツ庁次長より通知がありました。

冬山登山においては依然として多くの遭難事故が発生しており、事故防止についての万全の措置が必要です。また、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があり、登山する山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

高校生及び高等専門学校生（1年生から3年生まで）以下については、原則として冬山登山は行わないように御指導ください。学校行事等で冬山登山を実施する場合は、安全対策を十分考慮した実施計画のもと、当日の生徒の健康状態にも配慮し、安全に実施されるようお願いします。

また、各市町村教育委員会におかれましては、貴管内の各学校（園）に周知するとともに、関連各課に対しても周知徹底をお願いします。

《参考資料》

「学校間連携による合同部活動」実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、各学校における部活動の一層の活性化を図ることを目的とした学校間連携による合同部活動（以下「合同部活動」という。）に関し必要な事項を定める。

第2 定義

合同部活動とは、生徒の文化・芸術活動又はスポーツ活動に係るもので、それぞれの学校の教育活動に位置付けられた計画的な活動をいう。

第3 実施の期間

合同部活動の実施の期間は協定の締結日から実施年度末までとする。

第4 実施についての協議

合同部活動を実施する学校（以下「合同部活動実施校」という。）は、相互の連携を図るため次に掲げる者で構成する協議会を組織する。

- (1) 教頭
- (2) 部活動顧問
- (3) 校長が指名する教員

2 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 指導体制に関すること。
- (2) 救急・連絡体制に関すること。
- (3) 移動経路の安全対策に関すること。
- (4) その他必要な事項

3 校長は、合同部活動の円滑な推進を図るよう指示をする。

第5 実施の手続き

合同部活動実施校は、前条第2項の協議会での協議が整ったときは、合同部活動に関する協定書（第1号様式）により、協定書を締結するものとする。

2 合同部活動実施校は、協定締結後速やかに「合同部活動に関する協定書(写し)」及び「学校間連携による合同部活動の実施について(届)」(第2号様式)を事前に県教育委員会(文化・部活動は学校教育課長、運動部活動は保健体育課長)に届け出ること。

3 生徒を派遣する側の学校(以下、派遣校という。)の校長は、保護者への周知を図るとともに、保護者から「承諾書(第3号様式)」を提出させること。

第6 事故及び生徒指導上の留意事項

合同部活動下において発生した事故への対応は、生徒を受け入れる学校（以下、受入校という）において行う。ただし、当該事故についての生徒に対する指導及び保護者への対応や事後処理（「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づく災害給付手続を含む）は、当該生徒の在籍している学校の校長が受入校と連携をとりながら処理をすること。

附則 この要綱は、平成15年6月23日から施行する。

附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

《参考資料》 （奈良県中学校総合体育大会実施要項より）

「奈良県中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規定」

奈良県中学校総合体育大会において、部員数が少ないため単独でチーム編成が出来ない中学校（運動部活動）に対し、大会参加のための救済措置として以下のとおり規定を設ける。合同チームは、あくまでも救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

①合同チームの各校は、各学校の部活動として位置づけられ、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。

②合同チームの各校は、奈良県中体連に加盟していること。

③個人種目のない以下の競技種目に限る。

バスケットボール(5)、サッカー(11)、バレーボール(6)、ホッケー(6)

ハンドボール(7)、野球(9)、ソフトボール(9)、ラグビーフットボール(12)

※（ ）内の人数を下回った場合を原則として合同チームを編成できる。人数の偏り、学校事情による合同の解消等についても柔軟に対応すること。新人大会の実績があるものについては、次年度の総体も複数校合同チームを編成しても構わない。

④当該の学校長は、事前に合同チームの指導体制を協議し、大会参加にかかわる協定書（様式10）を締結すること。

⑤登録チーム名は校名を連記すること。

⑥合同チームの登録手続き（様式11）は、当該の学校長が承認の上、競技別プログラム編成会議の2週間前までに代表校長が行い、合同チームは、大会に向けて合同チームとしての練習会等を実施すること。承認書（様式12）

⑦参加申込手続き（様式13）は、当該の学校長が承認の上、代表校長が行う。

⑧合同チームの引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は、校長・教員（部活動指導員は含まない）による代表引率・監督を認めるが、当該の学校長相互において協議し承認されていること。※ベンチには、必ず両校監督が入ること。

1）部活動指導員として複数校に勤務する場合、中学校体育連盟が主催する大会で引率・監督を担当できる学校は1校のみとする。

着任時に大会等の引率・監督を担当する学校を決定し中体連事務局に報告する。

複数の都道府県で指導する場合も、引率・監督を認めるのは1校のみである。

⑨各専門部においては、本規定に基づき、内規を定めることができる。尚、出場校は、その内規を順守し、合同チームを編成すること。

⑩各専門部においては、本規定の趣旨を踏まえ参加状況を把握し、大会本部に報告すること。（登録手続きの写しを大会本部へ提出）

⑪大会本部は、実施していく過程で生じる問題について各専門部の実態と本規定の趣旨を踏まえて対処する。

⑫本規定は、平成16年4月1日より実施する。

平成24年2月24日規定を一部改正
平成28年6月24日規定を一部改正
平成30年5月28日規定を一部改正
令和5年4月1日規定を一部改正

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会教育長

令和8年度以降の中学校部活動の在り方について

平素は、本県教育行政に対して多大なる御理解と御支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県教育委員会では、中学校における休日の学校部活動の地域への移行の促進として、「令和8年度から休日における教員の指導による学校部活動を廃止する」との方向性を決定しました。

各市町村教育委員会におかれては、スポーツ、文化・芸術担当部署及び関係団体等と連携し、本通知の別紙及び今年度中に発出予定の「(仮) 奈良県中学校部活動の地域クラブ活動への移行の手引き」等を参考に、中学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行の推進をお願いします。

【別紙】

令和8年度以降の中学校部活動の在り方についてのQ&A（令和6年2月時点）

○令和8年度から「休日における教員の指導による学校部活動を廃止」することにより、休日の学校部活動はどうなるか？

→市町村ごとに、実情に応じて下記のような対応が考えられます。

①土日祝日の学校部活動を地域クラブ活動へ移行し活動する。※₁

②学校部活動は平日のみとし、土日祝日の活動は行わない。

③部活動指導員の指導により土日祝日の活動を行う。※₂

※₁ 地域の生徒のニーズに応じて可能な限り多くの選択肢を用意することが望ましいが、必ずしも既存の学校部活動の全てを地域に移行しなくてはならない訳ではありません。

※₂ 地域クラブ活動への移行に向けたワンステップとしての対応であり、継続して地域クラブ活動への移行に向けた取組が必要です。

→上記①～③の場合、公式戦やコンクール等への参加体制については次のようになります。

①地域クラブ活動の指導者が引率し、「地域クラブ」として参加します。※₁

②週休日の振り替えを行った上で教員が引率し、「学校部活動」として参加します。

③部活動指導員が引率し、「学校部活動」として参加します。

※₁ 休日の練習を地域クラブ活動で行い、公式戦やコンクール等には「学校部活動」として参加する場合には、②又は③の対応が必要となります。また、③の場合には、同一指導者が地域クラブ活動の指導者と部活動指導員を兼ねることは可能です。（手続き上の区別は必要です。）

○令和8年度以降、休日にも指導を希望する教員はどうすればよいのか。

→服務監督教育委員会から兼職兼業の許可を得て、地域クラブ活動の指導者として指導することが可能です。

〔参考〕「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」
(文部科学省、スポーツ庁、文化庁)

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html

○地域クラブ活動への移行に向けた指導者の確保が課題であるが、何か手立ては考えているのか。

→令和6年度に「(仮) 奈良県スポーツ、文化・芸術指導者人材バンク」の運用を始める予定です。

※今後も「(仮) 奈良県中学校部活動の地域クラブ活動への移行の手引き」、その他通知等を通じて、情報発信に努めてまいります。

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会事務局
学ぶ力はぐくみ課長
健康・安全教育課長

「奈良県中学校部活動の地域クラブ活動への移行の手引き」について

平素は、児童生徒のスポーツ・文化芸術活動の充実推進に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
本県では、令和5年度から令和7年度を改革集中期間と位置付けて取組を進めるとともに、今年2月には知事より「令和8年度以降、教員の指導による休日の学校部活動を廃止する」との方向性が示されたところです。

この度、奈良県部活動改革検討委員会において様々な意見を聴取し、本手引きを作成いたしました。本手引きは、地域移行の制度設計の手順や県内での事例、教師等の兼職兼業に関する内容などを掲載し、これから地域クラブ活動への移行に取り組む市町村にとって参考としやすい内容になっています。

各市町村におかれましては、本手引きを活用しながら、地域クラブ活動への移行に向けた取組の推進をお願いします。

奈良県中学校部活動の地域クラブ活動への移行の手引き 概要

背 景

- 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」
(令和2年 スポーツ庁)
- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」 (令和4年 スポーツ庁、文化庁)

「学校部活動の地域連携並びに地域スポーツクラブ及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むこと」が示された。

県におけるこれまでの取組

- 「奈良県運動部活動の在り方に関する方針 (平成30年)」
- 「奈良県部活動の在り方に関する方針」
(平成31年、令和2年改定)
- 「奈良県部活動改革検討委員会」 (令和5年)

「令和8年度から、教員の指導による休日の学校部活動の廃止」の方向性を定め、本手引きを作成。

内 容

○地域移行と地域連携について

→ イメージ図を用いて、「地域移行」と「地域連携」について説明しています。

○「地域クラブ活動」制度設計の手順

→ 各市町村において、地域クラブ活動への移行を円滑に行うため、下記の手順について詳細を解説しています。

- 1 協議会の設置、市町村の資源及びニーズの把握
- 2 運営団体・実施主体の確保・整備
- 3 指導者の確保
- 4 運営方針等の決定
- 5 生徒・保護者・地域住民等への説明・周知
- 6 地域移行に向けたスケジュール

○地域移行のモデル

→ 県内で実証事業に取り組んでいる市町村の事例を基に、下記について具体例を示して説明しています。県内に具体例がない場合は、他府県の例や資料を掲載しています。

- 1 行政主導型
- 2 総合型地域スポーツクラブ型
- 3 拠点校型
- 4 単一クラブ型
- 5 大学・企業連携型

○教師等の兼職兼業について

→ 休日に地域クラブ活動での指導を希望する教員が、兼職兼業の許可を得るための手順や、業務委託契約等を結ぶ際の注意事項について説明しています。

- 1 教師等が兼職兼業の許可を受けるための前提条件
- 2 教師等が兼職兼業の許可を受けるためのプロセス
- 3 地域クラブ活動において指導を希望する教師等の兼職兼業の形態
- 4 運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱いについて
- 5 服務監督教育委員会における留意事項
- 6 地域団体での指導や大会運営等に従事する場合の留意事項
- 7 平日に地域クラブ活動において指導等をする場合の留意事項

○地域移行に関するQ & A

→ これまでに寄せられた疑問や、今後質問が予想される内容についてQ & A形式で説明しています。

○参考資料

→ 国や他府県の資料に関するWebページURLやQRコードを掲載しています。

※本手引きは、適宜見直し、改定を行います

教 義 第 6 3 号
教 体 第 7 2 号
令和7年5月1日

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会事務局
義 務 教 育 課 長
体 育 健 康 課 長

「奈良県スポーツ・文化芸術指導者人材バンク」の運用開始について

平素は、学校部活動の充実・推進及び地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、下記のとおりお知らせします。

つきましては、別添「奈良県スポーツ・文化芸術指導者人材バンク利用手順」を御確認の上、活用していただきますようお願いします。

記

- 1 運用開始日 令和7年5月1日（木）から
- 2 利 用 方 法 「奈良県スポーツ・文化芸術指導者人材バンク利用手順」による
- 3 候補者リスト掲載URL：<https://www.pref.nara.jp/68941.htm>
- 4 そ の 他 候補者リストは、随時更新されます。